

秋田県男女共同参画センター研修室使用料減免規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県男女共同参画センター条例第6条に規定する男女共同参画センター（以下「センター」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の免除)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

- (1) 県（知事部局、教育委員会及び警察本部又はこれらに置かれる機関をいう。以下同じ。）が使用するとき
- (2) 他の地方公共団体が、男女共同参画社会の形成に関する事務又は事業のために使用するとき
- (3) 県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている次に掲げる団体が、男女共同参画社会の形成に関する事務又は事業のために使用するとき
 - ア 県職員が兼務し、実質的に県が運営する団体
 - イ 県の事務又は事業を代行又は補佐する団体（協働で事業を行うNPO法人を含む）
 - ウ 主として県の補助、出資等により運営される団体
 - エ その他あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課長（以下「課長」という。）が認める団体

(使用料の減免の申請)

第3条 秋田県男女共同参画センター条例施行規則第5条の規定による使用料の減免の申請は、「秋田県男女共同参画センター研修室使用料減免申請書」（様式第1号）によるものとする。

(使用料の減免承認)

第4条 課長は、前条の申請書を受付したときは、その内容を審査し、第2条に適合すると認めたときは、使用料の減免の承認を決定するものとする。

2 課長は、使用料の減免の承認を決定したときは、「秋田県男女共同参画センター研修室使用料減免承認書」（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、課長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。